

## 減価償却の概要

Aさん

どのような時に固定資産を計上しなければならないのですか？

10万円以上20万円未満の資産取得の場合には、**一括償却資産**と**少額減価償却資産**のどちらを選んだ方がよいのですか？

原則どおり、固定資産に計上した場合には、どのような取扱いとなりますか？

まず、**定額法**は、どのように償却費を計算しますか？

次に、**定率法**は、どのように償却費を計算しますか？

法定償却方法以外の償却方法を採用したい場合は、どうするのですか？



税理士のJunさん

10万円以上の固定資産を購入した場合には資産計上し、法定耐用年数・方法に応じた償却率により減価償却を行います。ただし、次のような特例があります。

	一括償却資産	少額減価償却資産
① 制度の対象	個人・法人の全てが対象	青色申告の中小企業等
② 購入金額の範囲	10万円以上20万円未満	10万円以上30万円未満
③ 償却可能額	3年間(36か月)の均等償却 (12か月の事業年度のときは、 購入金額の1/3を償却)	事業供用年度に全額を償却 (1事業年度につき、合計で 300万円が限度)
④ 償却資産税	非課税	課税(合計150万円まで非課税)

**少額減価償却資産**の場合には、事業供用年度に全額を償却できますが、償却資産税の対象となりますので、一概にどちらが有利とは言えません。

納税者の実態や考え方にもよりますので、税理士にご相談することをお勧めします。

個人と法人で次のように取扱いが異なります。

	個人	法人
① 法定償却方法(②以外)	定額法	定率法
② 新規取得の建物等(*1)	定額法	定額法
③ 償却の強制or任意(*2)	強制償却	任意償却

\*1 建物等とは、建物、建物附属設備、構築物をいいます。

\*2 法人の場合には、償却限度額の範囲内で任意償却が可能ですが、個人の場合には、強制償却となります。

**定額法**では、取得価額に一定の償却率を掛けて償却費を計算するため、毎年定額の償却額となります。ソフトウェア等の無形固定資産も、この定額法により減価償却費を算出します。

**定率法**では、原則として、(取得価額－既償却額)に一定の償却率を掛けて償却費を計算するため、初年度の償却額の割合が大きく、2年度以降段々と償却費が逡減していくこととなります。

「減価償却資産の償却方法の届出書」を法定期限までに提出すれば、それは可能です。

